水質検査結果について

対象年度 ： 令和７年度
施 設 名 ： 旧寺ノ沢ごみ埋立地
所 在 地 ： 青森県上北郡野辺地町字寺ノ沢１００番地１

	検査項目	単位	基準値	検査結果											
				4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
地下水観測井（上流）	電気伝導率	mS/m	―	14.0											
	塩化物イオン	mg/ℓ	―	19.0											
	アルキル水銀	mg/ℓ	検出されないこと	―											
	総水銀	mg/ℓ	0.0005以下	―											
	カドミウム	mg/ℓ	0.003以下	―											
	鉛	mg/ℓ	0.01以下	―											
	六価クロム	mg/ℓ	0.02以下	―											
	砒素	mg/ℓ	0.01以下	―											
	全シアン	mg/ℓ	検出されないこと	―											
	ポリ塩化ビフェニル	mg/ℓ	検出されないこと	―											
	トリクロロエチレン	mg/ℓ	0.01以下	―											
	テトラクロロエチレン	mg/ℓ	0.01以下	―											
	ジクロロメタン	mg/ℓ	0.02以下	―											
	四塩化炭素	mg/ℓ	0.002以下	―											
	1,2-ジクロロエタン	mg/ℓ	0.004以下	―											
	1,1-ジクロロエチレン	mg/ℓ	0.1以下	―											
	1,2-ジクロロエチレン	mg/ℓ	0.04以下	―											
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/ℓ	1以下	―											
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/ℓ	0.006以下	―											
	1,3-ジクロロプロペン	mg/ℓ	0.002以下	―											
	チウラム	mg/ℓ	0.006以下	―											
	シマジン	mg/ℓ	0.003以下	―											
	チオベンカルブ	mg/ℓ	0.02以下	―											
	ベンゼン	mg/ℓ	0.01以下	―											
	セレン	mg/ℓ	0.01以下	―											
	1,4-ジオキサン	mg/ℓ	0.05以下	―											
	塩化ビニルモノマー	mg/ℓ	0.002以下	―											
	ダイオキシン類	pg-TEQ/ℓ	1以下	―											
地下水観測井（下流）	電気伝導率	mS/m	―	16.0											
	塩化物イオン	mg/ℓ	―	18.0											
	アルキル水銀	mg/ℓ	検出されないこと	―											
	総水銀	mg/ℓ	0.0005以下	―											
	カドミウム	mg/ℓ	0.003以下	―											
	鉛	mg/ℓ	0.01以下	―											
	六価クロム	mg/ℓ	0.02以下	―											
	砒素	mg/ℓ	0.01以下	―											
	全シアン	mg/ℓ	検出されないこと	―											
	ポリ塩化ビフェニル	mg/ℓ	検出されないこと	―											
	トリクロロエチレン	mg/ℓ	0.01以下	―											
	テトラクロロエチレン	mg/ℓ	0.01以下	―											
	ジクロロメタン	mg/ℓ	0.02以下	―											
	四塩化炭素	mg/ℓ	0.002以下	―											
	1,2-ジクロロエタン	mg/ℓ	0.004以下	―											
	1,1-ジクロロエチレン	mg/ℓ	0.1以下	―											
	1,2-ジクロロエチレン	mg/ℓ	0.04以下	―											
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/ℓ	1以下	―											
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/ℓ	0.006以下	―											
	1,3-ジクロロプロペン	mg/ℓ	0.002以下	―											
	チウラム	mg/ℓ	0.006以下	―											
	シマジン	mg/ℓ	0.003以下	―											
	チオベンカルブ	mg/ℓ	0.02以下	―											
	ベンゼン	mg/ℓ	0.01以下	―											
	セレン	mg/ℓ	0.01以下	―											
	1,4-ジオキサン	mg/ℓ	0.05以下	―											
	塩化ビニルモノマー	mg/ℓ	0.002以下	―											
	ダイオキシン類	pg-TEQ/ℓ	1以下	―											

放流水	水素イオン濃度(pH)	ー	5.8以上8.6以下	8.1											
	生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/ℓ	60以下	0.5未											
	化学的酸素要求量(CODMn)	mg/ℓ	90以下	3.3											
	浮遊物質量(SS)	mg/ℓ	60以下	1未											
	アルキル水銀化合物	mg/ℓ	検出されないこと	不検出											
	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/ℓ	0.005以下	0.0005未											
	カドミウム及びその化合物	mg/ℓ	0.O3以下	0.003未											
	鉛及びその化合物	mg/ℓ	0.1以下	0.01未											
	有機燐化合物	mg/ℓ	1以下	0.1未											
	六価クロム化合物	mg/ℓ	0.5以下	0.02未											
	砒素及びその化合物	mg/ℓ	0.1以下	0.01未											
	シアン化合物	mg/ℓ	1以下	0.1未											
	ポリ塩化ビフェニル	mg/ℓ	0.003以下	0.0005未											
	トリクロロエチレン	mg/ℓ	0.1以下	0.01未											
	テトラクロロエチレン	mg/ℓ	0.1以下	0.01未											
	ジクロロメタン	mg/ℓ	0.2以下	0.02未											
	四塩化炭素	mg/ℓ	0.02以下	0.002未											
	1,2-ジクロロエタン	mg/ℓ	0.04以下	0.004未											
	1,1-ジクロロエチレン	mg/ℓ	1以下	0.02未											
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/ℓ	0.4以下	0.04未											
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/ℓ	3以下	0.1未											
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/ℓ	0.06以下	0.006未											
	1,3-ジクロロプロペン	mg/ℓ	0.02以下	0.002未											
	チウラム	mg/ℓ	0.06以下	0.006未											
	シマジン	mg/ℓ	0.03以下	0.003未											
	チオベンカルブ	mg/ℓ	0.2以下	0.02未											
	ベンゼン	mg/ℓ	0.1以下	0.01未											
	セレン及びその化合物	mg/ℓ	0.1以下	0.01未											
	1,4-ジオキサン	mg/ℓ	0.5以下	0.05未											
	ほう素及びその化合物	mg/ℓ	50以下	1未											
	ふっ素及びその化合物	mg/ℓ	15以下	0.8未											
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/ℓ	200以下	0.6											
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	mg/ℓ	5以下	0.5未											
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)	mg/ℓ	30以下	0.5未											
	フェノール類含有量	mg/ℓ	5以下	0.5未											
	銅含有量	mg/ℓ	3以下	0.3未											
	亜鉛含有量	mg/ℓ	2以下	0.2未											
	溶解性鉄含有量	mg/ℓ	10以下	1未											
	溶解性マンガン含有量	mg/ℓ	10以下	1未											
	クロム含有量	mg/ℓ	2以下	0.2未											
	大腸菌群数	個/cm3	日間平均3,000個以下	1未											
	窒素含有量	mg/ℓ	120以下 (日間平均60以下)	0.8											
	燐含有量	mg/ℓ	16以下 (日間平均8以下)	0.03未											
	ダイオキシン類	pg-TEQ/ℓ	10以下	ー											

※1　基準値は、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」、「ダイオキシン類特別措置法」及び「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準」による。

※2　「検出されないこと。」とは、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」（昭和五十二年三月十四日総理府・厚生省令第一号）第三条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。